

美作特別養護老人ホームやすらぎ荘 (介護予防) 短期入所生活介護 運営規程

第1章 施設の目的と運営の方針

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人経山会が設置経営する美作特別養護老人ホームやすらぎ荘(以下「事業者」という。)が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等(以下「職員」という。)が、要介護または要支援状態にある利用者(以下「利用者」という。)に対し、適切な居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第3条 (施設の名称及び所在地等)

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 美作特別養護老人ホーム地域密着型やすらぎ荘
美作特別養護老人ホームやすらぎ荘(空床型)
- 二 所在地 岡山県美作市古町 1707 番地 3

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条 (職員の職種・員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 施設長 常勤 1名
事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 医師 非常勤 1名
利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。
- 三 生活相談員 常勤 1名以上
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- 四 介護職員 常勤 7名以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
- 五 看護職員 常勤 1名以上
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- 六 管理栄養士 常勤 1名
食事の献立作成、利用者に対する栄養管理を行います。
- 七 機能訓練指導員 常勤(兼務) 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- 八 介護支援専門員 常勤 1名以上

短期入所生活介護計画の作成等を行います。

- 2 空床型については、第1項の定めにかかわらず特別養護老人ホームに勤務する従事者の配置によるものとします。

第3章 利用定員と送迎

第5条 (利用者の定員)

利用できる定員は4名とします。

- 2 前項に定めるほか、併設する特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした入所者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供できるものとします。

第6条 (通常の送迎の実施地域)

通常の送迎の実施地域は、美作市・西粟倉村・兵庫県佐用郡佐用町とします。

第4章 設備及び備品等

第7条 (居室)

利用者の居室には、ベッド(寝具付)・消灯台・ロッカー・タンス・ナースコールを備品として備えています。

第8条 (静養室)

事業者は、利用者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、介護職員室に隣接して設けています。

第9条 (食堂)

事業者は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えています。

第10条 (浴室)

事業者は、浴室には利用者が使用しやすいよう、個人浴槽、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けています。

第11条 (洗面所及び便所)

事業者は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けています。

- 2 各居室に洗面所・便所を設けています。

第12条 (機能訓練室)

事業者は、利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

第13条 (介護職員室)

事業者は、居室のある階ごとに居室に近接して介護職員室を設け、机・椅子や書類及び保管庫

等必要な備品を備えています。

第 14 条（その他の設備）

事業者は、設備としてその他に、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・面談室等を設けています。

第 5 章 同意と契約

第 15 条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第 16 条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第 6 章 サービスの提供

第 17 条（短期入所生活介護計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画作成介護支援専門員」という。）は、短期入所生活介護計画の作成に当っては、適切な方法により、利用者についてその有する能力やおかれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の職員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。

第 18 条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当っては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当って、その短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

- 4 事業者は、サービスを提供するに当っては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当って、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第 19 条（短期入所生活介護の内容）

短期入所生活介護の内容は次のとおりとします。

- 一 日常生活上の介護
- 二 食事の提供
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 相談・援助

第 20 条（食事の提供）

食事の提供は、栄養及び利用者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援します。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食：8 時 00 分　　昼食：12 時 00 分　　夕食：18 時 00 分

第 21 条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第 22 条（機能訓練）

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第 23 条（健康管理）

事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

第 24 条（その他のサービスの提供）

事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るように努めます。

第 25 条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。ただし、介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。
 - 一 食事の提供に要する費用
朝食：1食あたり 405円 昼食：1食あたり 520円 夕食：1食あたり 520円
 - 二 滞在に要する費用 多床室：1日あたり 915円
ユニット型個室（空床型のみ）：1日あたり 2,066円
 - 三 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - 四 送迎に関する費用
 - 五 理美容代
 - 六 その他、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当って、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第 26 条（利用料の変更等）

- 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。
- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第 7 章 留意事項

第 27 条（喫煙）

施設内は禁煙とします。

第 28 条（飲酒）

飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とします。

第 29 条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に努めるものとします。

第 30 条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第31条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 職員の服務規程と質の確保

第32条（職員の服務規程）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第33条（衛生管理）

職員は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

第34条（職員の質の確保）

事業者は、職員の資質向上のために、必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保します。

第35条（個人情報の保護）

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第36条（緊急時の対応）

職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第 37 条（事故発生時の対応）

- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第 38 条（非常災害対策）

- 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第 39 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- ① 高齢者虐待防止に関する基本的考え方
 - ② 虐待の定義
 - ③ 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ④ 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 - ⑤ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - ⑥ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制
 - ⑦ 成年後見制度の利用支援
 - ⑧ 虐待等に係る苦情解決方法
 - ⑨ 利用者等に対する指針の閲覧
 - ⑩ その他虐待防止の推進のために必要な事項
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を立てる。
- 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

第 40 条（身体的拘束等の禁止）

- 事業者はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 事業者は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第 10 章 その他

第 41 条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 42 条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の職員によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

第 43 条（記録の整備）

事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

第 44 条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、岡山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岡山県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 45 条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 46 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から改定施行する。

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から改定施行する。
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から改定施行する。
この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から改定施行する。
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から改定施行する。